

府政防第 1353 号
消防災第 203 号
令和4年9月 30 日

関係道県消防防災主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(防災計画担当)
(公印省略)
消防庁国民保護・防災部防災課長
(公印省略)

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝
周辺海溝型地震防災規程作成の手引」の送付について(通知)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第3条第1項の規定に基づき、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」(以下「推進地域」という。)として指定された地域に係る道県及び市町村の地方防災会議は、同法第5条第2項の規定に基づいて、地域防災計画に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」(以下「推進計画」という。)を定めるように努めなければならないこととされています。

また、同法第6条第1項及び第2項の規定に基づいて、推進地域において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」(平成17年政令第282号)第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画」(以下「対策計画」という。)を作成しなければならないこととされています。

令和4年9月30日に中央防災会議において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画が変更されたことを受け、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引」(以下「作成例等」という。)を別添のとおり改訂したので、業務の参考としてください。

なお、上記推進計画及び対策計画の作成・変更に当たっては、作成例等を参考としつつ、地域の実情に即して具体的かつ実施可能なものとして定めていただくよう、お願ひいたします。また、推進計画の作成・変更については、できるだけ速やかに作業を進めていただくようお願いいたします。作成・変更の作業に係る課題等が生じた場合は、相談窓口を開設していますので、内閣府担当・相談窓口まで積極的にご連絡ください。

貴職におかれでは、貴道県内市町村及び消防機関にもこの旨周知願います。

別添資料

- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例 新旧対照表
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引 新旧対照表

＜内閣府担当・相談窓口＞

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（防災計画担当）付

大竹、小島、竹下

E-mail trench_earthquake.p3w@cao.go.jp

電話 03-3501-6996

＜消防庁担当＞

消防庁国民保護・防災部防災課

西岡、国井、三浦

E-mail sintai@soumu.go.jp

電話 03-5253-7525